

○ 地域と学校が共同で行う避難訓練の実績と計画について

【危機管理課】

【南海トラフ地震等防災力向上事業】

1. 学校における学習会・訓練

令和5年度から南海トラフ地震等防災力向上事業として、沿岸部の中学校において、防災学習と避難所運営訓練を2日間（5コマ）で実施しました。

内容については、南海トラフ地震等の大規模災害に対する備えなどの防災意識の醸成（座学・グループワーク）と中学生の自助・共助の能力を活用した避難所運営訓練（実践）を実施しました。



＊令和5年度 北部中学校

＊令和6年度 長洲中学校

2. 地域における防災学習

沿岸部の小学校区ごとに、自治区役員、まちづくり協議会役員に依頼して、地域住民を対象にした南海トラフ地震等大規模災害を想定した防災学習会を実施しました。

内容については、想定される地域ごとの災害の種類や危険箇所（ハザードマップ）等の確認や指定避難所等の確認、家庭における備蓄品などの災害に対する備え、避難所の自主運営など。



＊令和5年度（天津小・糸口小・高家小・八幡小校区）

＊令和6年度（柳ヶ浦小・長洲小・和間小校区）

※ 令和7年度から、沿岸部以外の地域や中学校で実施予定。

※ 平成26年度に長洲小学校において、地域と協働で南海トラフ地震を想定した避難訓練を実施。



【地震体験車を活用した防災学習】

地震防災対策の学習及び訓練の一環として小学校を中心に地震の揺れを疑似体験していただくことを目的として、防災意識の高揚を図ります。

令和6年度 封戸・長峰・柳ヶ浦・宇佐・高家・四日市北・四日市南小学校 7校ほか
14団体等で実施 約500名が体験



【市内一斉の避難行動訓練】

毎年3月の第2週の日曜日を基本に、防災行政無線放送に合わせて、シェイクアウト訓練や自治区ごとの避難行動訓練等の実施を依頼している。

【自治区、団体等の訓練・学習会】

自治区、団体等からの依頼により、日程調整を行った上、防災訓練、学習等を実施しています。

○ 今後の防災減災対策について

防災減災対策については、基本的には宇佐市地域防災計画に沿った対策を、各所管部署等が関係法令等の基づき行っていくことになっています。

【宇佐市地域防災計画の基本対策】（参考）

1. 災害に強いまちづくりのための対策

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防対策
- (5) 防災調査研究（災害危険箇所等の調査）

2. 災害に強い人づくりのための対策

- (1) 自主防災組織
- (2) 防災訓練
- (3) 防災教育
- (4) 消防団・ボランティアの育成・強化
- (5) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に要配慮者の安全確保（旅行者・外国人対策含む）
- (6) 帰宅困難者の安全確保
- (7) 地域ごとの避難計画の策定
- (8) 市民運動の展開

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産へ被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

本年度の防災会議で、能登半島地震を踏まえた見直しを行い、下記の対策を行うこととしています。

① 孤立集落対策の強化

分散備蓄の推進として、孤立が想定される中山間地域において、本年度、麻生活性化センターに備蓄品の配置をしましたので、7年度は北部小、南院内コミセン、佐田公民館、津房公民館、深見公民館に配置出来るよう努めます。

② 被災者支援の強化

避難所の環境改善として、毛布、敷きパット、飲料水、備蓄食等の拡充を努めます。また、空調設備がある総合体育館にパーティション、毛布、飲料水等の備蓄を行い、大規模災害時等の避難所として活用出来るよう努めます。

③ 応援・受援体制の強化

策定している市受援計画についても、能登半島地震の検証等も踏まえて必要な見直しを行います。

④ 火山防災対策の強化

鶴見・伽藍岳の被害想定区域に、宇佐市も入ることから、火山防災の日や防災関連行事を通じて、住民等に対して防災知識の普及・啓発に努めます。

⑤ 女性視点を踏まえた防災対策の推進

女性視点を持った防災人材の育成や自主防災組織などの防災現場における女性参画の拡大に努めます。

⑥ 二次被害防止活動の見直し

住宅・宅地の応急危険度判定を、市の「地震被災建物応急危険度判定実施要綱」や「被災宅地危険度判定実施要綱」などに沿って迅速かつ的確な判定の実施に努めます。

⑦ 避難所の位置づけの明確化

災害により自宅の戻れなくなった人たちが、次の住まいを確保するまで、一時的に滞在し生活する場所として開設する『指定避難所』と 台風などの気象警報等に伴う高齢者等避難（警戒レベル3）以上の避難情報を発令した際に、災害から命を守るために緊急的に避難する場所として開設する『指定緊急避難場所』として開設及び運営を行う。

名 称	説 明
指定避難所	・災害により自宅へ戻れなくなった人たちが、一時的に滞在する施設。 ・被災した人が、次の住まいを確保するまでの間、生活する場所。
指定緊急避難場所	・災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。 ・気象庁が発表する各気象警報に伴い、警戒レベル3以上の避難情報を発令した際に市が開設します。 ・原則、避難者が毛布・食料等を持参します。

第3節 防災教育（地域防災計画抜粋）

2 学校等における防災教育

（1）基本方針

- ア．今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- イ．ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- ウ．災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

（2）各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア．幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。
災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

イ．小学生

① 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

② 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

③ 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。

また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。

さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ．中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。

また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。

さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ. 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。

また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。

さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ. 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

（３）防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア. 市における災害の歴史

イ. 災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ. 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ. 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ. 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ. 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ. 災害時における心のケア

（４）教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

（５）地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における指定緊急避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから市、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をするとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。